

10 中間貯蔵施設について

(1) 概 要

福島第一原発事故により放出された放射性物質を取り除くため、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分までの間、安全に集中的に貯蔵するために、国は大熊町・双葉町で中間貯蔵施設の整備・運営を行っている。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送は、対象となる52市町村のうち、33市町村で終了しており（令和3年2月末時点）、輸送が開始された平成27年3月から令和3年2月末までに、輸送対象物量約1,400万 m^3 のうち、約1,048万 m^3 （約75%）が搬入されている。

国は、令和3年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）の、おおむね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進める方針を示している。

県では、国、県、大熊町及び双葉町と締結した安全協定に基づき、中間貯蔵施設が安全に整備・運営されるよう、現地確認や環境モニタリングを行い、安全・安心を確保していく。

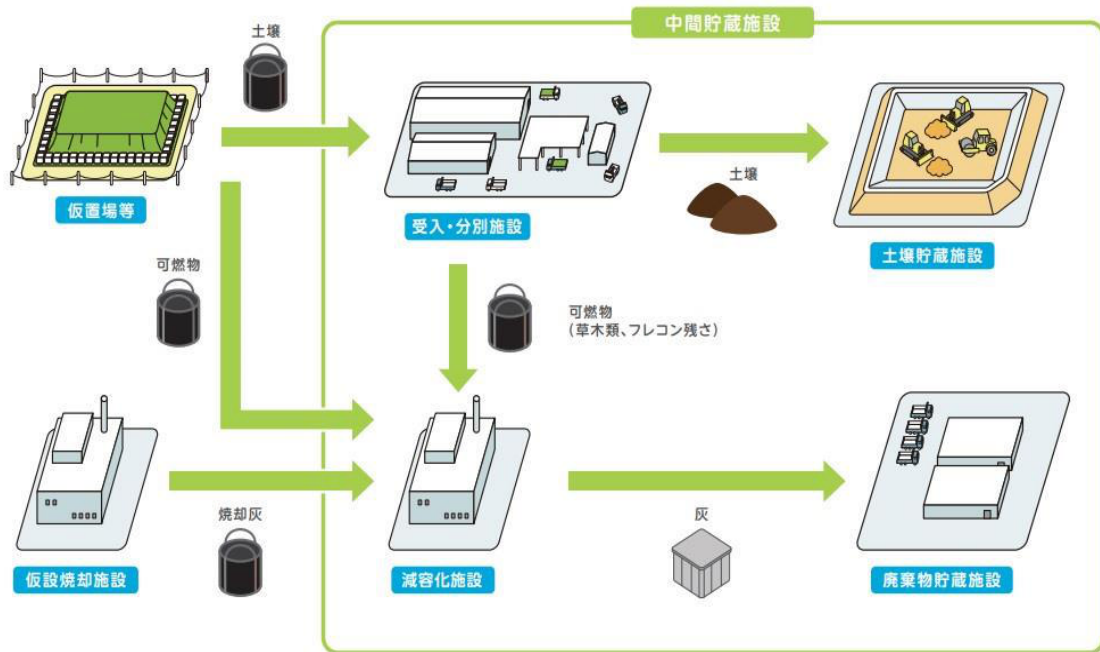
(2) 中間貯蔵施設に係る経緯

平成23年 8月27日	国が福島県に対し、中間貯蔵施設の県内への設置について協力を要請
平成23年 10月29日	国が中間貯蔵施設等の基本的考え方を公表 ＜主な内容＞ <ul style="list-style-type: none">中間貯蔵施設の確保及び維持管理は国が行う仮置場の本格搬入から3年程度を目途として施設の供用を開始するよう最大限努力する福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する
平成23年 12月28日	国が福島県及び地元町村に対し、中間貯蔵施設の設置について検討を要請
平成24年 11月28日	福島県知事が、地元への丁寧な説明等を条件として調査を受入れ
平成25年 1月～	国が調査のための住民説明会を開催
平成25年 4月～	国が地元の理解を得て、現地調査（ボーリング調査等）を実施
平成25年 12月14日	調査結果等を踏まえ、国が福島県及び双葉町、大熊町、楡葉町に対し、中間貯蔵施設の受入れを要請
平成26年 2月12日	福島県知事から国に対し、施設の配置計画案の見直し（中間貯蔵施設の大熊町及び双葉町への集約）等を申入れ

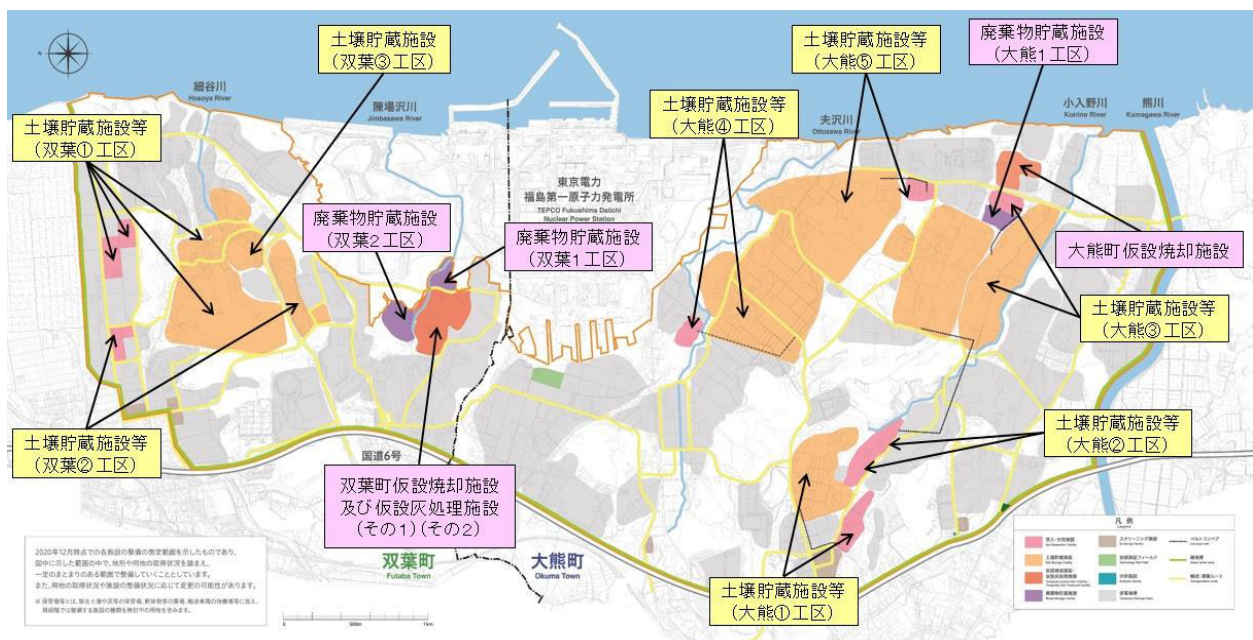
平成26年 3月27日	福島県知事の申入れに対し、国が当該2町に集約すること等を回答
平成26年 4月25日	国が福島県、大熊・双葉両町に対し、生活再建・地域振興策等について追加回答を行うとともに、速やかな住民説明会の開催を改めて要請
平成26年 5月～6月	国が中間貯蔵施設について住民説明会を開催（全16回（福島県内10回、県外6回））
平成26年 8月25日	福島県知事、大熊・双葉両町長との会談 両町に県独自の中間貯蔵等に関する財政措置（交付金）の考え方を提示
平成26年 9月1日	福島県知事、大熊・双葉両町長と環境大臣、復興大臣との会談 福島県知事より中間貯蔵施設の建設受入れの容認、大熊町及び双葉町の両町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨を国に対し伝達
平成26年 9月～10月	国が地権者説明会を開催（全12回（福島県内9回、県外3回））
平成26年 11月19日	県外最終処分の法制化に対応する改正 JESCO 法「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」が成立（平成26年12月24日施行）
平成27年 2月8日	国から福島県知事へ県の確認項目（法制化等5項目）等に対する回答
平成27年 2月25日	福島県知事・大熊、双葉両町長と環境大臣、復興大臣との会談 福島県より国に対し、中間貯蔵施設への搬入受入れの容認を表明 大熊、双葉両町長より国に対し、3月12日以降の搬入開始等を申入れ
平成27年 3月13日	中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入開始
平成28年 3月27日	環境大臣が中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」を公表
平成28年 12月9日	国が平成29年度の輸送量を50万m ³ 程度とし、平成30年度の輸送量に対応できる施設整備に着工することなどを明記した「平成29年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
平成29年 10月28日	土壌貯蔵施設への貯蔵を開始
平成29年 11月21日	国が平成30年度の輸送量を180万m ³ 程度とし、平成31年度は400万m ³ を目指すとする「平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
平成30年 12月6日	国が帰還困難区域を除き、2021年度末までに除去土壌等の概ね搬入完了を目指すこと、2019年度の輸送量を400万m ³ 程度とする「2019年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
平成31年 1月31日	国が大熊町に「中間貯蔵工事情報センター」を開所
令和2年 1月16日	国が帰還困難区域を除き、令和3年度末までに除去土壌等の概ね搬入完了を目指すこと、令和2年度の輸送量を前年度と同程度とする「令和2年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表
令和2年 12月11日	国が帰還困難区域を除き、令和3年度末までに除去土壌等の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めるとする「令和3年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表

(3) 中間貯蔵施設事業の流れ

中間貯蔵施設事業の流れ





出典：「除去土壌などの中間貯蔵施設について（環境省）」



出典：「中間貯蔵施設情報サイト（環境省）」

(4) 今後の中間貯蔵施設事業の流れ

	輸送	施設	県外最終処分（8つのステップ**）
平成27年3月～	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 安全・確実な 中間貯蔵施設 への搬入 </div> 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 施設の計画的な 整備・安全な 運営 </div> 	ステップ1 国内外の研究・技術開発の動向把握
			ステップ2 今後の研究・技術開発の方向性検討等
			ステップ3 研究・技術開発の推進等
			ステップ4 減容化、再生資源化等の可能性の検討 等を踏まえた最終処分の方向性検討
			ステップ5 最終処分地に係る調査検討、調整
			ステップ6 最終処分地の整備
			ステップ7 最終処分地への搬入
中間貯蔵開始後 30年以内 (2045年3月まで)	ステップ8 最終処分完了		

※出典：「中間貯蔵施設等に係る対応について」（平成26年7月 環境省・復興庁）